新	旧	備考
貿易一般保険包括保険(機械設備)特約書	貿易一般保険包括保険(機械設備)特約書	
平成29年4月1日 17 - 制度 - 00018 沿革 (略) 平成31年2月28日 一部改正	平成29年4月1日 17 - 制度 - 00018 沿革 (略)	
(以下「組合」という。)と株式会社日本貿易保険 (以下「日本貿易保険」という。)との間に貿易一般保険包括保険(機械 設備)の特約書を次のとおり締結するものとする。	(以下「組合」という。)と株式会社日本貿易保険 (以下「日本貿易保険」という。)との間に貿易一般保険包括保険(機械 設備)の特約書を次のとおり締結するものとする。	
第 1 条~第12条 (略)	第 1 条~第12条 (略)	
(特約書の終了) 第13条 輸出者等について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があったときは、第1条第1項に規定する特約期間にかかわらず、当該輸出者等を当事者とする対象契約に係る部分について、この特約書は失効する。 2 (略) 3 輸出者等について、特約期間の満了その他の事由により当該輸出者等を当事者とする対象契約に係る部分について本特約書が終了した場合であっても、第1条第1項に規定する特約期間中に締結された対象契約については、第6条第1項及び第2項を除き、本特約書の定めに従うものとする。 4 本特約書に関し追加特約書がある場合、当該追加特約書についても前項の取扱いを適用する。	(特約書の終了) 第13条 輸出者等について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があったときは、第1条第1項に規定する特約期間にかかわらず、当該輸出者等を当事者とする対象契約に係る部分について、この特約書は失効する。 2 (略)	
第14条~第17条 (略)	第14条~第17条 (略)	
上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記 名捺印の上、各自その1通を所持する。	上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。	
年 月 日	年 月 日	

新	旧	備考
日本機械輸出組合理事長名 印	日本機械輸出組合理事長名 印	
株式会社日本貿易保険代表取締役社長名 印	株式会社日本貿易保険代表取締役社長名 印	
附 則 この改正は、平成31年4月1日から実施する。		
附帯別表第1~附帯別表第3 (略)	附帯別表第1~附帯別表第3 (略)	
附帯別表第4 2年以上案件であって、相手国政府若しくは中央銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されているもの又は相手国政府若しくは中央銀行を代金等の支払人とするもの。	附帯別表第4 2年以上案件であって、相手国政府(財政当局に限る。) 若しくは中央銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されているもの又は相手国政府(財政当局に限る。) 若しくは中央銀行を代金等の支払人とするもの。	
附帯別表第5~附帯別表第6 (略)	附帯別表第5~附帯別表第6 (略)	